

15 北九州市

【事業費】83,320(千円)(2か年分)

【対象者】ひとり親、寡婦

【対象者数】50名

【業務開拓】

- ・在宅や子育て支援拠点での新しい就労形態の発掘開拓を行い、ひとり親家庭が自立して安定した生活を営むことができる社会環境作りを目指して新たな仕事を創出する。
- ・就労支援だけではなく、子育てを支える人材として、更には地域で活躍するリーダーを養成する場として活用し、将来、地域団体(コミュニティ)や企業、市などが互いに協力しながら市民の力を結集して、地域全体で子育てを支えるまちづくりにつなげることが期待できる。

<具体的な業務内容>

居宅、居宅近隣の店舗・作業所、子育て支援拠点(ワークステーション)での、子育て支援サービスの提供を想定する。

- ・自宅などでの一時保育サービス
- ・保育所、幼稚園などへの送迎サービス
- ・イベント会場での一時保育サービス

【業務処理】

以下の点を定期的を確認しながら、業務の質を管理する。

- ・業務開拓(発注者の掘り起こし)及び業務処理(受注・斡旋)を委託により実施する。
- ・業務の定期報告と査察を実施する。

<在宅就業者を支援する仕組み>

- ・仕事や子育てに関する相談は、事業者が母子福祉センター、公共職業安定所等と連携して行う。
- ・ひとり親家庭が多重債務者等からの生活再建に取り組む場合は、法テラス等支援機関等と連携して支援する。
- ・ひとり親家庭がDV被害やセクハラ被害を受けている場合は、事業者が関係機関と連携して支援する。

【参加者の能力開発】

子育て支援サービスの提供の際に必要な基礎的な知識や技能の修得機会を提供し、参加者の自立のための能力開発を行う。

<在宅業務の内容>

乳児または幼児の保育等の子育て支援サービス

<訓練プログラムの内容>

- ・子育て支援サービスの提供に当たり必要となる知識や技能を備えるための研修を行う。
- ・基礎訓練(6ヶ月)と応用訓練(9ヶ月)を実施する。
- ・民間で実施されているチャイルド minder 養成講座や「家庭的保育のあり方に関する検討報告書」(平成21年3月)に示された内容を参考として、ひとり親のニーズに合わせてプログラムを作成。
- ・研修場所：市内の子育て支援拠点での実施を想定
- ・受講者：50人(25人×2回)

①基礎研修(6ヶ月、延べ324時間)

- ・導入：オリエンテーション
- ・保育及び保育サービスに関する技能：
保育の始祖的な知識や技能の習得
実践的保育技術の研修及び資格等の習得(チャイルド minder、小児救急救護法)
- ・IT技能講習(ワード・エクセルなどの操作技能)
- ・ビジネスマナー(就職支援)

②応用研修(9ヶ月、延べ252時間)

- ・OJT：資格取得を生かした保育サービス業務、保育サービス関連の補助業務、事務能力を活かした現場研修
- ・フォローアップ：チャイルド minder 講師によるフォローアップ、育児サービス経験者との交流会
- ・講師による巡回指導及び相談